

著作権法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年文部科学省令第三十七号） 新旧対照条文

○著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第二章の二 国立国会図書館と外国の施設との間の協定で定める事項（<u>第二条の二</u>）</p> <p>第三章 視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人の公表事項等（<u>第二条の三</u>・<u>第二条の四</u>）</p> <p>第三章の二 聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準（<u>第二条の五</u>）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>第六章 削除</p> <p>第七章 電子計算機による情報処理及びその結果の提供等を適正に行うために必要な措置（<u>第四条の四</u>・<u>第四条の五</u>）</p> <p>第八章・第九章（略）</p> <p>第十章 私的録音録画補償金の額の認可申請等（<u>第二十二条の二</u>・<u>第二十二条の三</u>）</p> <p>第十章の二 <u>授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等（<u>第二十二条の四</u>・<u>第二十二条の五</u>）</u></p> <p>第十一章・第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（著作権に関する講習）</p> <p>第二条（略）</p> | <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準（<u>第二条の二</u>）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>第六章 受信者からの求めに応じ自動的に行う送信以外の特定送信（<u>第四条の三</u>）</p> <p>第七章 送信可能化された情報の収集を禁止する措置の方法（<u>第四条の四</u>）</p> <p>第八章・第九章（略）</p> <p>第十章 私的録音録画補償金の額の認可申請等（<u>第二十二条の二</u>・<u>第二十二条の三</u>）</p> <p>（新設）</p> <p>第十一章・第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（著作権に関する講習）</p> <p>第二条（略）</p> |

2 受講者の人数、選定の方法及び講習の日時その他講習実施の細目については、毎年インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第二章の二 国立国会図書館と外国の施設との間の協定で定める事項

第二条の二 令第一条の四第三号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第三十一条第三項前段（法第八十六条第三項及び第二百一条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等（法第二条第一項第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。）の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項

二 法第三十一条第三項前段に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の種類及び当該自動公衆送信の方法に関する事項

三 協定の変更又は廃止を行う場合の条件に関する事項

第三章 視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人の公表事項等

（公表事項）

第二条の三 令第二条第一項第二号ニの文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 視覚障害者等のために情報を提供する事業の内容（法第三十七条第三項（法第八十六条第一項及び第三項並びに第二百一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により複製又は公衆送信を行う著作物

2 受講者の人数、選定の方法及び講習の日時その他講習実施の細目については、毎年官報で告示する。

（新設）

（新設）

等の種類及び当該複製又は公衆送信の態様を含む。）

二 令第二条第一項第二号イからハまでに掲げる要件を満たしている旨

(公表方法)

第二条の四 令第二条第一項第二号ニの規定による公表は、文化庁長官が定めるウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第三章の二 聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準

第二条の五 (略)

2 (略)

第四条の二 令第七条の三第一号の文部科学省令で定める基準は、次に掲げるものいずれかとする。

一 図画として法第四十七条の二（法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する複製を行う場合にあつては、当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさが五十平方センチメートル以下であること。

二 デジタル方式により法第四十七条の二に規定する複製を行う場合にあっては当該複製により複製される著作物に係る影像を構成する画素数が三万二千四百以下であること。

三 (略)

2 令第七条の三第二号イの文部科学省令で定める基準は、次に掲げるものいずれかとする。

一 デジタル方式により法第四十七条の二（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この項及び次項にお

第三章 聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準

第二条の二 (略)

2 (略)

第四条の二 令第七条の二第一号の文部科学省令で定める基準は、次に掲げるものいずれかとする。

一 図画として法第四十七条の二（法第八十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する複製を行う場合において、当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさが五十平方センチメートル以下であること。

二 デジタル方式により法第四十七条の二に規定する複製を行う場合ににおいて、当該複製により複製される著作物に係る影像を構成する画素数が三万二千四百以下であること。

三 (略)

2 令第七条の二第二号イの文部科学省令で定める基準は、次に掲げるものいずれかとする。

一 デジタル方式により法第四十七条の二（法第八十六条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）に規定

いて同じ。)に規定する公衆送信を行う場合にあつては、当該公衆送信により送信される著作物に係る影像を構成する画素数が三万二千四百以下であること。

二 (略)

3 令第七条の三第二号ロの文部科学省令で定める基準は、次に掲げるもののいずれかとする。

一 デジタル方式により法第四十七条の二に規定する公衆送信を行う場合にあつては、当該公衆送信により送信される著作物に係る影像を構成する画素数が九万以下であること。

二 (略)

第六章 削除

第四条の三 削除

する公衆送信を行う場合において、当該公衆送信により送信される著作物に係る影像を構成する画素数が三万二千四百以下であること。

二 (略)

3 令第七条の二第二号ロの文部科学省令で定める基準は、次に掲げるもののいずれかとする。

一 デジタル方式により法第四十七条の二に規定する公衆送信を行う場合において、当該公衆送信により送信される著作物に係る影像を構成する画素数が九万以下であること。

二 (略)

第六章 受信者からの求めに応じ自動的に行う送信以外の特定送信

第四条の三 令第七条の三第一項第二号の文部科学省令で定める送信は、

次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織(電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いて行う通信文その他の情報の送信(アナログ信号伝送用の電話回線のみを用いるものを除き、相手方の使用に係る電子計算機を用いて当該情報が出力されるようにするものに限る。)

二 前号に掲げるもののほか、ファクシミリ装置又は電話機により受信されることを目的として行われる送信(インターネットプロトコル又は当該送信を中継し、及び当該送信に係る情報を記録する機能を有する装置を用いるものに限る。)

三 前二号に掲げるもののほか、情報通信の技術を利用する方法を用いて電子計算機により受信されることを目的として行われる通信文その他の情報の送信

第七章 電子計算機による情報処理及びその結果の提供等を適正に行うために必要な措置

(送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置)

第四条の四 令第七条の四第一項第一号ロの文部科学省令で定める措置は、次に掲げる行為のいずれかが送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従って行われている場合にあつては、当該行為に係る情報の提供を行わないこととする。

一 Hobbits・Tuxの名称の付された電磁的記録(法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。次号において同じ。)で送信可能化されたものに次に掲げる事項を記載すること。

イ 送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集のためのプログラムのうち情報の収集を禁止するもの

ロ 送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集において収集を禁止する情報の範囲

二 HTML(送信可能化された情報を電子計算機による閲覧の用に供するに当たり、当該情報の表示の配列その他の態様を示すとともに、当該情報以外の情報で送信可能化されたものの送信の求めを簡易に行えるようにするための電磁的記録を作成するために用いられる文字その他の記号及びその体系であつて、国際的な標準となつているものをいう。)その他これに類するもので作成された電磁的記録で送信可能化されたものに送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する旨を記載すること。

(著作物等の利用を適正に行うために必要な措置)

第四条の五 令第七条の四第一項第三号の文部科学省令で定める措置は、業として法第四十七条の五第一項(法第八十六条第一項及び第三項並び

第七章 送信可能化された情報の収集を禁止する措置の方法

第四条の四 令第七条の五第二号の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる行為のいずれかを、法第四十七条の六(法第八十六条第三項及び百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する者による情報の収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従つて行う方法とする。

一 Hobbits・Tuxの名称の付された電磁的記録(法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。次号において同じ。)で送信可能化されたものに次に掲げる事項を記載すること。

イ 法第四十七条の六に規定する者による情報の収集のためのプログラムのうち情報の収集を禁止するもの

ロ 法第四十七条の六に規定する者による収集を禁止する情報の範囲

二 HTML(送信可能化された情報を電子計算機による閲覧の用に供するに当たり、当該情報の表示の配列その他の態様を示すとともに、当該情報以外の情報で送信可能化されたものの送信の求めを簡易に行えるようにするための電磁的記録を作成するために用いられる文字その他の記号及びその体系であつて、国際的な標準となつているものをいう。)その他これに類するもので作成された電磁的記録で送信可能化されたものに法第四十七条の六に規定する者による情報の収集を禁止する旨を記載すること。

(新設)

に第二百二条第一項において準用する場合を含む。第一号において同じ。

(各号に掲げる行為を行う場合にあつては、次に掲げる措置を講ずることとする。

一 当該行為に係る著作物等の利用が法第四十七条の五第一項に規定する要件に適合するものとなるよう、あらかじめ、当該要件の解釈を記載した書類の閲覧、学識経験者に対する相談その他の必要な取組を行うこと。

二 当該行為に関する問合せを受けるための連絡先その他の情報を、当該行為の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により明示すること。

第十章の二 授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等

(授業目的公衆送信補償金の額の認可の申請)

第二十二条の四 法第四百四条の十一第一項に規定する指定管理団体(以下この章において「指定管理団体」という。)は、法第四百四条の十三第一項の規定により授業目的公衆送信補償金(法第四百四条の十一第一項の授業目的公衆送信補償金をいう。以下この章において同じ。)の額の設定又は変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に参考となる事項を記載した書類を添付して、文化庁長官に提出しなければならない。

一 指定管理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 設定又は変更の認可を受けようとする授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項

三 法第四百四条の十三第三項の規定による教育機関を設置する者の団体からの意見聴取の概要(当該団体の名称及び代表者の氏名、当該意見聴取の年月日及び方法、当該団体から聴取した意見の内容並びに当該意見聴取の結果の授業目的公衆送信補償金の額への反映状況を含む)。

(新設)

(新設)

）

〔補償金関係業務に係る業務規程の記載事項等〕

第二十二條の五 令第五十七條の十第二項の業務規程で定めなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一 授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する業務に要する手数料（第三項第一号において「手数料」という。）に関する事項

二 文化庁長官の認可を受けた授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項の公示に関する事項

2 法第四十四條の十四第二項の授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項には、当該分配の方法の詳細（著作権者又は著作隣接権者の不明その他の理由により授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する著作権者又は著作隣接権者と連絡することができない場合における分配の方法を含む。）及びその決定の基礎となるべき事項を含むものとする。

3 指定管理団体は、法第四十四條の十四第一項の規定により同項の規程を届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類（変更の場合にあつては、変更の内容及び理由を記載した書類）を添付しなければならない。

一 手数料の算定の基礎となるべき事項

二 法第四十四條の十二第四号の補償金関係業務を的確に遂行するための体制の整備に関する事項

三 法第四十四條の十五第一項の事業の検討の状況及び令第五十七條の十の二の規定による学識経験者からの意見聴取の方法に関する事項

（ディスク等による手続）

第二十四條 次に掲げる書類の提出については、電子的方法、磁気的方法その他の方法により当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したディスクその他これに準ずるものを提出することによつて行うことができる。

（新設）

（ディスク等による手続）

第二十四條 次に掲げる書類の提出については、電子的方法、磁気的方法その他の方法により当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したディスクその他これに準ずるものを提出することによつて行うことができる。

一 法第百四条の七第一項及び第百四条の十四第一項の規定により届け出なければならぬ規程に係る書類並びに第二十二條の五第三項の規定により添付しなければならない書類

二～四 (略)

五 令第四十九條(令第五十七條の三、第五十七條の九及び第五十七條の十五)において準用する場合を含む。以下同じ。)第一項の規定により提出しなければならない事業計画及び収支予算に係る書類並びに令第四十九條第二項の規定により提出しなければならない事業報告書に係る書類

六 (略)

七 令第五十七條の七第一項及び第五十七條の十三第一項の規定により届け出なければならぬ事項に係る書類

八 第二十二條の二及び第二十二條の四の規定により提出しなければならない申請書に係る書類並びに同條の規定により添付しなければならない申請書に係る書類
ない参考となる事項を記載した書類

一 法第百四条の七第一項の規定により届け出なければならぬ規程に係る書類

二～四 (略)

五 令第四十九條(令第五十七條の三及び令第五十七條の九において準用する場合を含む。以下同じ。)第一項の規定により提出しなければならない事業計画及び収支予算に係る書類並びに同條第二項の規定により提出しなければならない事業報告書に係る書類

六 (略)

七 令第五十七條の七第一項の規定により届け出なければならぬ事項に係る書類

八 第二十二條の二の規定により提出しなければならない申請書に係る書類